

水道事業

監査を実施した 監査委員名	牧野英之 三好徹 渋谷剛士 織原正幸
監査の種類	定期監査
監査の期間	平成26年5月1日～平成26年5月29日
監査の対象課	水道部 総務課・工務課
監査の方法	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及び事業等が、法令等に準拠し適正に行われているか、また経済的・効率的な執行が行われているか等を主眼において監査を行った。</p> <p>監査にあたっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに、関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
監査の対象事項	<p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行状況 ・現金等の取扱状況 ・補助金、交付金の事務処理状況 ・契約事務の処理状況 ・財産の維持管理状況 ・水道料金の収納状況 <p>○重点項目</p> <p>総務課 : なし</p> <p>工務課 : 検定満期量水器交換委託料について</p>

水道部

1 職員の配置状況

総務課

課長…………… 課長補佐 …… 主幹2人…………… 6人 計 10人
 ほか再任用職員1人

工務課

課長…………… 課長補佐2人…………… 7人 計 10人
 ほか再任用職員2人

2 配当予算の執行状況 (平成26年3月末日現在)

収益的収入

予算科目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額
款	項				
		円	円	円	円
水道事業収益	営業収益	1,411,774,000	1,379,244,342	1,288,693,134	90,551,208
	営業外収益	82,515,000	173,128,575	150,823,105	22,305,470
	特別利益	1,000	1,944,675	1,944,675	0
計		1,494,290,000	1,554,317,592	1,441,460,914	112,856,678

収益的支出

予算科目		予算現額	支出負担行為済額	執行率	予算残額
款	項				
		円	円	%	円
水道事業費用	営業費用	1,438,496,113	1,420,966,783	98.78	17,529,330
	営業外費用	113,756,887	113,756,239	100.00	648
	特別損失	3,604,000	45,294,951	1,256.80	△ 41,690,951
	予備費	10,000,000	0	0.00	10,000,000
計		1,565,857,000	1,580,017,973	100.90	△ 14,160,973

資本的収入

予 算 科 目		予 算 現 額	調 定 済 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
款	項				
資本的収入		円	円	円	円
		161,000,000	161,000,000	161,000,000	0
	企業債				
	負担金	40,296,000	46,175,490	46,175,490	0
計		201,296,000	207,175,490	207,175,490	0

資本的支出

予 算 科 目		予 算 現 額	支出負担行為済額	執 行 率	予 算 残 額
款	項				
資本的支出		円	円	%	円
		585,116,000	478,219,662	81.73	106,896,338
	建設改良費				
	企業債償還金	148,445,000	148,444,701	100.00	299
	予備費	5,000,000	0	0.00	5,000,000
計		738,561,000	626,664,363	84.85	111,896,637

3 重点項目

・ 総務課
なし

・ 工務課

検定満期量水器交換委託料について

ア 委託内容について

イ 委託の相手方及び選定方法について

ウ 委託料の算定根拠について

エ 委託内容の履行確認について

オ 委託料の支出について

4 監査の結果

- ・ 総務課

監査の結果は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

松戸市上下水道料金等収納業務委託について

予算額を「予定価格とする」と決裁に記載しているが、単価契約であることから、総価である予算額だけでは、見積額の妥当性を判断するのに適切ではない。

今後は、松戸市水道事業会計規程に則った適正な事務処理を行われたい。

(指摘事項)

水道料金の督促について

督促状の履行期限について、債権管理条例施行規則第3条第2項の規定により督促を発した日から起算して10日を経過した日を履行期限とすべきであるが、守られていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(要望・検討事項)

水道料金の減免について

「生活保護世帯に対する水道料金の減免措置に関する規程」によると、減免の終期は、減免の要件を欠く事実の発生した日の属する月とする、とされていることから、要件の確認調査は、関係課と十分連携し、遅滞なく行われるよう要望する。

(要望・検討事項)

松戸市上下水道料金等収納業務委託について

財務規則第139条ただし書の規定により、随意契約であることから予定価格調書の作成を省略しているが、調書の作成は、契約事務における重要な意思決定行為である。支出予定額が50万円以上の契約については、予定価格調書を作成されるよう要望する。

(意見)

水道料金の徴収については、鋭意努力されているところであるが、今後も未収金の解消に向けて努力されたい。

- ・ 工務課

監査の結果は、適正に執行されているものと認められた。